

裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

処 分 庁 豊橋市福祉事務所長

審査請求人（以下、「請求人」という。）が令和2年8月3日付けで提起した処分庁による令和2年5月19日付け生活保護法（昭和25年法律第144号。以下、「法」という。）第26条の規定に基づく保護廃止決定処分（以下、「原処分①」という。）及び同日付け保護変更決定処分（以下、「原処分②」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

- 1 本件審査請求のうち、原処分①に係る部分については認容し、原処分①を取り消す。
- 2 原処分②に係る部分については却下する。

事案の概要

- 1 平成9年12月12日から、請求人は豊橋市にて生活保護を受給している。
- 2 令和2年3月31日、請求人は介護老人保健施設への入所が決まり、同日付けで借家の賃貸契約を解除した。
- 3 同日、処分庁は令和2年4月1日を適用日とし、請求人の基準生活費の居宅基準から介護施設入所者基準への変更及び住宅扶助の認定削除を行い、介護扶助と医療扶助の本人支払額を合計 [REDACTED] 円とする保護変更決定処分を行った。
- 4 令和2年5月18日、処分庁が請求人の生活状況を確認したところ、病院への受診頻度が減少する見込みであることが判明した。あわせて、処分庁は請求人が後期高齢者医療費助成制度の受給要件を満たしており、医療費の自己負担分がかからないことを確認した。
- 5 令和2年5月19日、境界層該当措置（介護保険の負担限度額を一定程度減額する措置）を行うことにより保護を要しないことを理由として、令和2年5月1日付けで保護廃止決定処分（原処分①）を行い、また、既に設定されていた6月分の本人支払額を除ぐため、便宜的に同年6月1日付けの保護変更決定処分（原処分②）を行った。
- 6 令和2年8月3日、請求人は原処分①及び②を不服として愛知県知事に対して審査

請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は原処分①及び②の取り消しを求め、概ね次のように述べている。

保護廃止を突然知られ、よく理解しないまま手続きをしてしまった。

保護が廃止になったことで施設からの請求額が増え、施設入所にあたり必要なものが多くあったので、年金だけでは施設利用料を支払うこともできず、とても生活できない。

家族の世話になることもできず、入院する可能性もあり、ケースワーカーのことをとても頼りにしていたので今後の生活が心配である。

2 処分庁の主張

「本件審査請求について、原処分①については棄却、原処分②については処分不存在のため却下する。」との裁決を求める。

原処分①は適切な要否判定に基づく生活保護廃止決定処分であり、原処分を取り消す理由がない。また、請求人の生活保護制度に対する思いや期待により決定が左右されるものではない。

原処分②の通知書については、事務処理上の誤りにより発行、交付されてしまったものであり、生活保護廃止後にあたる令和2年6月分の保護変更処分は存在しない。

理 由

1 本件に係る関係法令等の規定について

- (1) 法第26条では、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止または廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定されている。
- (2) 境界層該当措置については「境界層該当者の取扱いについて」(平成17年9月21日社援保発第0921001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「境界層該当通知」という。) 1(1)において「以下の各号に掲げるものについては、保険者により、次表で定める区分に応じた境界層措置がなされることとされているため、保護を要しないこと。」とされており、「ウ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であって、当該特定介護サービスに係る居住費の特定負担限度額(介護保険法施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額)

額をいう。)について(中略)多床室を利用する場合には「零円」が適用され、介護保険法施行法第13条第5項により算定された特定入所者介護サービス費を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの」「エ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービス又は特定介護予防サービス(特定介護サービス等という。以下同じ。)を受ける日の属する月において要保護者である者であって、当該特定介護サービス等に係る食費の負担限度額(介護保険法第51条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は介護保険法第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額をいう。)について1日につき「650円」、「390円」又は「300円」が適用され、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費(特定入所者介護サービス費等という。以下同じ。)を支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの」が挙げられている。

- (3) また、境界層該当者に対する保護廃止の際の留意点として、境界層該当通知の4において、「1の各号に該当することにより保護を廃止する場合は、生活保護法による介護扶助が現物給付であるのに対し、高額介護サービス費の支給が償還払により行われることなどから、生活福祉資金の療養・介護資金等の融資制度を含めた他法他施策の活用あっせん等によりその円滑な移行について十分配慮すること。」と規定されている。

2 原処分の適法性について

(1) 原処分について

請求人世帯について、令和2年5月分の最低生活費を、介護施設入所者基本生活費9,880円、介護施設入所者加算9,880円の合計19,760円とし、老齢基礎厚生年金[]円(介護保険料[]円除く)及び年金生活者支援給付金[]円の合計[]円を収入として認定した結果、差額[]円について介護扶助の本人支払額を[]円、医療扶助の本人支払額を[]円(10円未満切捨)とする決定が行われていた。しかし、処分庁によれば「令和2年5月18日、介護老人保健施設の支援相談員に生活状況の聞き取りを行ったところ、病院の受診回数が減少することが判明した」「請求人が後期高齢者医療費助成制度の受給要件を満たしていることが判明した」ため、生活保護の要否判定を行った結果、境界層該当措置の適用により保護を要しない結果となったとされている。

原処分①は、この要否判定を基に、後期高齢者医療費助成制度の遡及適用が可能であると処分庁が判断した令和2年5月1日に遡って、請求人の保護を廃止した処分であると認められる。

原処分②は、令和2年6月1日を適用日として同月分の請求人の本人支払額を除く保護変更決定処分であるが、この決定自体が令和2年5月19日時点において

て既に設定されていた翌月分の本人支払額を除くための便宜的なものであり、そもそも生活保護が廃止された日以降を適用日とした保護変更決定を行うことはできない。また、通知書についても事務処理上の誤りによって発行、請求人に交付されたものである。したがって、原処分②は実際には存在しない処分であると認められる。

(2) 基準該当性について

以下については、原処分①についてのみ述べる。

ア 境界層該当措置の適用について

請求人世帯の一ヶ月の収入は、老齢基礎厚生年金 [REDACTED] 円と年金生活者支援給付金 [REDACTED] 円の合計 [REDACTED] 円である。

これに対して、生活保護基準で一ヶ月の支出は、介護施設入所者基本生活費 9,880 円、介護施設入所者加算 9,880 円、介護保険利用者負担額 15,000 円、介護サービスに係る居住費 0 円、食費 9,300 円（1 日 300 円）、介護保険料 [REDACTED] 円、後期高齢者医療保険料 [REDACTED] 円の合計 [REDACTED] 円となり、収入が支出を上回るため保護は不要である。

しかし、請求人には年金収入があり、保護が廃止されれば介護保険の利用者負担段階は第 [REDACTED] 段階となり、その場合の一ヶ月の支出は、介護施設入所者基本生活費 9,880 円、介護施設入所者加算 9,880 円、介護保険利用者負担額 [REDACTED] 円、介護サービスに係る居住費 [REDACTED] 円（1 日 [REDACTED] 円）、食費 [REDACTED] 円（1 日 [REDACTED] 円）、介護保険料 [REDACTED] 円、後期高齢者医療保険料 [REDACTED] 円の合計 [REDACTED] 円となり、収入が支出を下回るため保護が必要となる。

こうした場合は境界層該当通知に基づき、保護が不要となるまで負担限度額を引き下げる事となっている。

また、請求人世帯の生活費の不足額は月額 [REDACTED] 円であるが、処分庁は介護サービスに係る居住費を [REDACTED] 円に、食費を [REDACTED] 円（1 日 [REDACTED] 円）に負担限度額を引き下げ、月額 [REDACTED] 円自己負担額を減額する措置をとっている。これは、境界層該当通知に基づいた措置であり、減額分の算定についても適正に行われていることが認められる。

したがって、請求人に境界層該当措置を適用し、生活保護を廃止すること自体に違法又は不当な点はない。

イ 生活保護廃止決定の適用日について

処分庁は、請求人の通院頻度が減少したことをもって令和 2 年 5 月 1 日を適用日として保護廃止決定を行っているが、請求人の生活状況について、同年 4 月と 5 月において何ら変化はなく、4 月の時点においても後期高齢者医療費助成制度の対象となっていたことが推認される。しかしながら、請求人が介護老人保健施設に入居した時点では要否判定が行われておらず、令和 2 年 4 月分について請求

人には介護扶助 [] 円及び医療扶助 [] 円の本人支払額が発生しており、仮に令和2年4月1日時点で保護が廃止され、後期高齢者医療保険に加入していれば医療費の自己負担は生じていなかつた。

したがつて、令和2年5月1日を適用日とした保護廃止決定処分は請求人に不利益を生じさせるものであり、同年4月1日を適用日とした廃止決定処分を行うべきであったといえる。

ウ 生活保護廃止時の処分庁の対応について

請求人は「保護廃止を突然知らされ、よく理解しないまま手続きをしてしまつた。」「施設利用料の支払ができない。」等主張している。

請求人は境界層該当の措置を受けることによって、負担限度額そのものは収入を下回るように設定され、生活保護を受給するよりも手元に残る金額は多くなる。しかし、実際に負担限度額を超えた部分については償還払いとして後日返還される形になるため、初回の利用料が返還されるまでの数ヶ月については、請求人の負担は増大することになることも事実である。

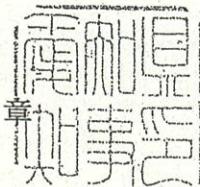
この点について境界層該当通知の4において十分配慮することとされているものの、現に請求人が施設利用料の支払に困窮していることから、処分庁において十分な説明・対応がなされていたとは認められない。また、請求人が保護廃止に至る経緯をよく理解していないと主張していること、実際には存在しないはずの処分の通知が請求人に渡っていることからも、処分庁における廃止時の説明・対応が不十分であり、同通知に定められている配慮はなされていなかつたというべきである。

3 結論

以上のとおり、原処分①については、請求人に境界層該当措置を適用し、保護を廃止したこと自体に誤りは認められないが、廃止時期を令和2年5月1日とした点については、請求人の不利益となる不当な処分であると言わざるを得ず、行審法第46条第1項の規定により、また、原処分②については、行審法第2条に基づく審査請求の対象となる処分が存在しないことから不適法と認められ、行審法第45条第1項の規定により、それぞれ主文のとおり採決する。

令和2年11月13日

愛知県知事 大村秀章



- 1 原処分②についての裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 1の再審査請求のほか、原処分②については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県（訴訟において愛知県を代表する者は愛知県知事になります。）を被告として裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、愛知県を被告とする裁決の取消しの訴えにおいては、本件審査請求手続きで取消しを求めた原処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。